

公益社団法人香川県宅地建物取引業協会会報誌

宅建力方约

第206号(新年号)



公益社団法人香川県宅地建物取引業協会 発行



2018年 年頭の挨拶

(公社) 香川県宅地建物取引業協会 会 長 日 下 雅 彦



新年あけましておめ でとうございます。

会員の皆様には益々 ご清栄のこととお慶び 申し上げます。

平素は、当協会の運 営に関し格段のご支援 ご協力を賜り御礼を申 し上げます。

さて、本年度の協会事業でございますが、事業 計画に基づき順調に執行されているところです。

特に、本年度は当協会創立50周年という節目の 時を迎えました。これまで50年間当協会が会員皆 様と共に歩んできた歴史を改めて認識するととも に、未来に向け如何に歩んでいくかを考えるよき 機会と捉え記念式典並びに祝賀会を開催させて頂 きました。

多くの皆様方にご参集を頂き盛会裏に開催でき ましたこと改めまして御礼を申し上げる次第です。

50年を振り返るなかで、不動産業界も様々な出 来事がありました。昨今では不動産業界を取り巻 く環境も新たな局面を迎えていると考えていると ころです。

地価公示価格にみられる全国全用途平均は2年 連続上昇傾向であり、インバウンド効果等により 店舗、ホテル等の需要も高まりを見せているとこ ろです。

一方で局地バブル化がもたらす様々な事象、地 域格差の更なる拡大等、懸念材料が多く散見され ているところです。

いずれにしても、地方創生が議論されている中、 豊かな街づくりに向け会員皆様と共に邁進してい きたいと思います。

また、本年4月から実施される建物状況調査に かかる情報提供、既に実施済みである賃貸取引に 係るITを活用した重要事項説明等様々な面から 変革がなされており、それらに関する対応も必要 です。

より良き住環境のご提案を依頼者皆様に対し実 施できるよう、様々な角度から知識の習得と、正 しい情報の入手を行っていかなければならないと 考えているところであり、また実現できる環境の 整備にも力を注いでいく所存です。

今後もあらゆる機会を通じ研修の場を設けてい きたいと考えておりますので、ご支援ご協力をお 願いいたします。

新たな年を迎えるにあたり、本年が会員皆様に とって素晴らしい年でありますことをご祈念申し 上げ年頭にあたってのご挨拶とさせていただきま す。



迎 2018

春

(公社) 香川県宅地建物取引業協会

雅彦 会 長 日下 専務理事 杉野 温 誠寛 副会長 松野 副会長 加内 雅彦 副会長 松原 典士 常務理事 金森 幹子 常務理事 吉田 宏基 常務理事 豊島 秀雄 常務理事 岡 知徳 常務理事 長尾 昌治 常務理事 大谷 雅昭 常務理事 吉田 孝一

観右 理 事 佐野 理 事 塩﨑 孝博 理 事 喜多 信 理 事 樋口 範明 理 事 田中 良幸 茂宣 事 大林 理

理

理 事 松下 理 事 喜久山知哉 理 事森 事 大西 一正

事 松本

理 事 間嶋

理 事 岩井

朝善 雅彦

信一

三郎

勝英

理 事 豊島 義則 理 事 塩田 和秀 理 事 谷口 英二

理 事 香川 政司 事 細川 耕助 五味 賢三 理 事

事 古家 敬三 事 久米井好美 理 事 友國 裕典 理 事 岡崎 進

理

理事朝倉 康博 理 事 藤川 恭弘 理 事 大林 修一 監 事 宮西 信雄 曹 森口

弘 事 中原 監 事 新名 均



新しい年を迎えて

香川県知事 浜 田 恵 造



明けましておめでと うございます。

公益社団法人香川県 宅地建物取引業協会に おかれましては、公正 で円滑な不動産取引の 推進はもとより、不動 産に関する無料相談や 不動産業開業支援セミ

ナーの開催など、消費者の利益の保護と業界の健全な発展に向けた活動を通して、安全安心な暮らしの実現と地域の活性化に多大のご貢献をされており、深く敬意を表します。

また、宅地建物取引業法の改正に伴う「建物状況調査」の周知や、移住促進のための空き家バンク「かがわ住まいネット」の運営など、県政の推進にご理解とご協力をいただいており、厚くお礼申し上げます。

加速度的に進む人口減少・少子高齢化など、社会環境が大きく変化する中、県では、新たな香川づくりの指針である「新・せとうち田園都市創造計画」に沿って、「成長する香川」、「信頼・安心の香川」、「笑顔で暮らせる香川」の3つの基本方針のもと、「せとうち田園都市の新たな創造」の実現に全力で取り組んでいます。

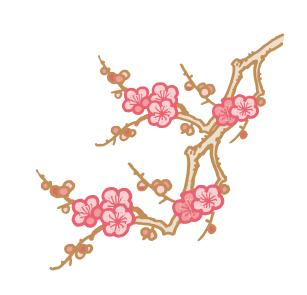
なかでも、「信頼・安心の香川」では、大規模な地震発生等に備え、耐震診断や耐震改修をはじめ、一部屋だけの耐震化を行う耐震シェルターや耐震ベッドの設置などに補助を行うなど、家族と暮らし、憩い、安らぐことのできるかけがえのない生活基盤である住宅の耐震化の促進に努めてい

ます。また、市町と連携して、老朽危険空き家の 除却に対する支援に取り組むほか、新たな住宅セ ーフティネット制度による住宅確保要配慮者の住 宅確保に向けた支援を一層推進してまいります。

皆様方には、県民の皆様が安全で安心して暮らすことのできる住環境を実現するため、良質な住宅の供給と、公正で円滑な不動産の流通により一層の御尽力をいただきますようお願いいたします。

ところで、本県では、昨年、多くの尊い命が交通事故により奪われました。皆様方には、交通ルールの厳守と交通マナーの確実な実践に努めていただきますようお願いいたします。

本年が、明るく希望に満ちた年になるよう念願いたしますとともに、香川県宅地建物取引業協会のますますのご発展と、皆様方のご健勝、ご多幸をお祈りいたします。



		2	0	1	8	3	印			春				事	務	局		
							局	長	飯沼	直								
次	長 久保	雅子	課	長	葛西	修	主	任	糸瀬	郁代	主	任	妹尾	清子		主	任 須和	優子
職	員 島	麻実	職	員	古川	愛	職	員	須山	綾花	職	員	上田	裕美		職	員 銭川	紀子



(公社)香川県宅地建物取引業協会 創立50周年 (公社)全国宅地建物取引業保証協会香川本部 創立45周年 記念式典・祝賀会 開催



平成29年10月17日 (火) JRホテルクレメント 高松にて(公社) 香川県宅地建物取引業協会創立 50周年、(公社) 全国宅地建物取引業保証協会香 川本部創立45周年の記念式典・祝賀会が盛大に開 催された。

式典には、県内外の来賓・会員あわせて300名 を超える臨席を賜った。

日下雅彦会長の式辞のあと、ご臨席頂いた関係 各位より暖かいご祝辞を賜った。



日下雅彦会長 式辞

■来賓ご祝辞



国土交通省四国地方整備局 稲村行彦建政部長



浜田恵造 香川県知事



五所野尾恭一 香川県議会議長



全宅連 伊藤博会長



大西秀人 高松市長



また、香川県宅建協会をはじめ創立以来永年の 功績があった会員や協会事業に協力を頂いた関係 各位に対し、表彰状・感謝状の贈呈がおこなわれた。







香川県知事感謝状贈呈



全宅連会長感謝状贈呈



香川県知事感謝状を 受ける金森常務理事





各都道府県宅建協会をはじめ、関係各位よりた くさんの生花を頂戴し、会場がひときわ華やかに 彩られた。

式典終了後、瀬戸内フィルハーモニー交響楽団の祝儀演奏が流れる中、祝賀会が開催された。冒頭の鏡開きでは、総勢30名の方々が壇上に上がり、津村広島宅建会長の乾杯の音頭で華やかにスタートした。アトラクションでは、讃岐おどり舞いの踊りや民謡に出席者も盛り上がりを見せていた。



鏡開き



瀬戸内フィルハーモニー交響楽団の演奏



讃岐おどり舞いの踊りと民謡







平成29年度 第3回理事会議事録抜粋

平成29年11月28日(火)午後1時30分より、香川県 不動産会館3階会議室において、平成29年度第3 回理事会が開催された。

理事総数 38名 出席理事数 38名

監事総数 4名 出席監事数 3名

塩﨑総務・財務副委員長の司会により定足数の 報告に基づき本会の成立を告げ開会。



日下会長が議長に就任し、規約により議事録署 名人は会長及び出席監事とし、議事録作成者を事 務局と告げ議案審議に入った。

議題

【報告事項】

- 1 全宅連等中央報告
- 2 入会審查開催報告
- 3 各委員会報告
- 4 協会創立50周年記念事業実施報告

【承認事項】

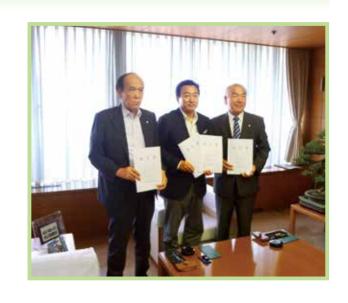
- 1 平成29年度中間決算報告について
- 2 補正予算の編成について
- 3 その他
 - ・「安心R住宅」事業者団体の登録制度について
 - ・移住交流事業に関する動き

高松市空き家相談員制度がスタート

空き家の利活用や管理について市民が安心して 相談できる仕組みを構築するため、高松市は10月 から空き家相談員制度をスタートした。

これに先立ち、7月24日に高松市役所で相談員 制度に関する協定調印式がおこなわれ、当協会か らは日下会長はじめ役員が出席した。

当協会からも相談員制度に関する研修を受講した取引士106名が相談員として登録をおこなっており、空き家等の利活用の相談に対応することとなっている。





平成29年度第2回新規開業予定者支援セミナー開催

平成29年11月27日(月)午後1時30分より香川県不動産会館3階大会議室において、平成29年度第2回新規開業予定者支援セミナーが開催された。

セミナー課目

- 「不動産業界の現状と今後の展望」
 不動産鑑定士 松岡良幸 氏
- 2 創業資金等融資のご案内日本政策金融公庫高松支店萩森学治 氏
- 3 現役不動産業者の体験談 高南地区 大西不動産 大西一正 氏



セミナー終了後も個別相談に参加されるなど、 不動産業界に興味を持たれている方6名の参加を いただいた。

一般社団法人全国賃貸不動産管理業協会 香川県支部研修会開催

一般社団法人全国賃貸不動産管理業協会(以下、 全宅管理)香川県支部では、宅建協会とも連携し、 入会促進事業を行っているところだが、平成29年 11月30日休午後1時30分より、香川県産業頭脳化 センタービル2階研修室に於いて香川県支部主催 の研修会を開催した。

講師には、全宅管理の岡田日出則専務理事(現神奈川宅建専務理事)をお迎えし「賃貸管理と空室対策との結びつきと利益に繋げる極意」と題したご講演をいただいた。

岡田専務理事は、ご自身の経験談から実例をあ げて説明され、大変わかりやすく有意義なお話を いただき、また、全宅管理で提供を行っている業 務支援ツールの紹介などにも触れ、参加者は興味 深く聴講されていた。

47名のご参加をいただき、賃貸管理業務の有用 性を知っていただくいい機会となった。



*全国賃貸不動産管理業協会ご入会に関しては 以下のホームページをご覧ください。

ホームページ全宅管理で検索

http://www.chinkan.jp/

平成30年4月より インスペクション関連の改正宅建業法が施行

改正宅建業法に関し、平成30年4月1日より、既存建物取引時の情報提供の充実に関する規定が施行されます。

- ○媒介契約書面に、建物状況調査を実施する者のあっせんに関する事項を記載
- ○建物状況調査の結果の概要、建物の建築・維持保全の状況に関する書類の保全状況を重要事項として説明
- ○37条書面に、建物の構造耐力上主要な部分等の状況について当事者の双方が確認した事項を記載

各書式においての変更点

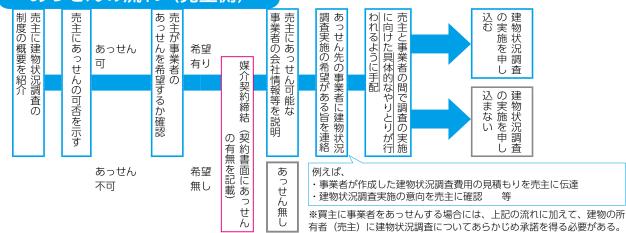
媒介契約書

宅建業者は、媒介依頼者に交付する媒介契約書面に、建物状況調査を実施する者のあっせんに関する事項を記載

あっせんとは

建物状況調査を実施する者の 「あっせん」 には、建物状況調査を実施している業者に関する単なる情報提供ではなく、売主又は買主と業者の間で建物状況調査の実施に向けた具体的なやりとりが行われるように手配することが求められる。

あっせんの流れ(売主側)



○標準媒介契約約款 (平成2年建設省告示115号)

(専任媒介契約の場合)

専任媒介契約所

依頼の内容 売却・購入・交換

- 甲・依 頼 者
- 乙・宅地建物取引業者
- 1 成約に向けての義務 (略)
- 2 媒介に係る業務 (略)
- 3 建物状況調査を実施する者のあっせんの有無 ((有)・無

専任媒介契約約款

第1条~第5条 (略)

(建物状況調査を実施する者のあっせん)

第6条 乙は、この媒介契約において建物状況調査を実施する者の あっせんを行うこととした場合にあっては、甲に対して、建物状況 調査を実施する者をあっせんしなければなりません。

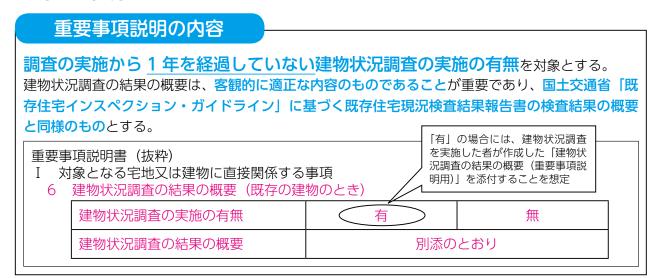
※専属専任媒介契約書、一般媒介 契約書についても同様の改正

重要事項説明書

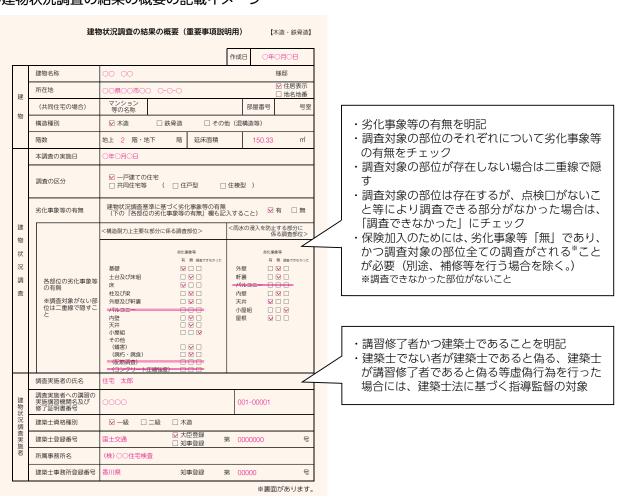
宅建業者は、重要事項説明として下記の事項を説明

- ①建物状況調査を実施しているかどうか
- ②実施している場合における建物状況調査の結果の概要
- ③設計図書等の建物の建築・維持保全の状況に関する書類の保全の状況(売買・交換のみ)

○重要事項説明の内容



○建物状況調査の結果の概要の記載イメージ



○書類の保存状況に関する重要事項説明

建物の建築及び維持保全の状況に関する書類の保全状況に関する重要事項説明は、既存住宅の購入判断等に大きな影響を与えると考えられる一定の書類の保存の有無等について、買主等が事前に把握した上で取引に関する意思決定を行えるよう新たに規定(住宅の売買又は交換の場合のみ)

重要事項説明の対象となる範囲

- ・建築時点における取引物件の法令適合性の確認
- ・将来のリフォーム・メンテナンスの実施
- ・瑕疵保険の付保
- ・住宅ローンの借入などの観点から、保存状況の説明が必要となる書類を次のものとする。



- 1) 建築基準法令に適合していることを証明する書類…検査済証
- 2) 新耐震基準への適合性を証明する書類…耐震基準適合証明書、固定資産税減額証明書 耐震診断の結果報告書、住宅耐震改修証明書
- 3) 新築時及び増改築時に作成された設計図書類…建築確認済証及び確認申請時の図面類
- 4) 新築時以降に行われた調査点検に関する実施報告書類…建物状況調査結果報告書 既存住宅性能評価書、定期調査報告書

重要事項説明書

(売買・交換)

- I 対象となる宅地又は建物に直接関係する事項 1~6 (略)
 - 7 建物の建築及び維持保全の状況に関する書類の保存の状況 (既存の建物のとき)

	保存の状況	
確認の申請書及び添付図書並びに確認済証 (新築時のもの)	有	無
検査済証 (新築時のもの)	有	無
増改築等を行った物件である場合		
確認の申請書及び添付図書並びに確認済証(増改築等のときのもの)	有	#
検査済証 (増改築等のときのもの)	有	#
建物状況調査を実施した住宅である場合		
建物状況調査結果報告	有	無
既存住宅性能評価を受けた住宅である場合		
既存住宅性能評価書	有	(#)
建築基準法第12条の規定による定期調査報告の対象である場合		
定期調査報告書	有	無
昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手した住宅である場合		
新耐震基準等に適合していることを証する書類 書類名: (耐震基準適合証明書)	有	(#)
備考		

※書類の作成義務がない場合や書類が交付されていない場合には、斜線を引く等、その旨がわかるように記載します。

37条書面への記載イメージ (売買契約書等)

宅建業者は、売買等の契約当事者に交付する書面(いわゆる37条書面)に、建物の構造耐力上主要な部分等の状況について、当事者の双方が確認した事項を記載することとする。

- ① 専門的な第三者による調査結果を重要事項として説明した場合
- ② ①以外の場合は、原則として、該当事項 [無] と記載

建物の構造耐力上主要な部分等の状況について 双方が確認した事項

確認事項を記載した資料の 名称	建物状況調査の結果の 概要			
資料作成者	00 00			
資料作成年月日	平成〇年〇月〇日			

建物の構造耐力上主要な部分等の状況について双方が確認した事項:無

建物状況調査等の結果以外で客観的に劣化事象等を確認し、かつ、その結果を取引価格等に反映した場合など、既存住宅の状況が実態的に明らかに確認されるものであり、かつ、それが法的にも契約の内容を構成していると考えられる特別な場合

建物の構造耐力上主要な部分等の状況について 双方が確認した事項

売主及び買主は、本件建物 2 階南東側居室の天井 に雨漏りの跡 (写真別添) が存することを目視に より確認した。

Q&A

- Q. 建物状況調査の対象となる建物は何ですか。賃貸物件(マンション・アパート)や店舗、オフィスビルも対象ですか。
- **A.** 建物状況調査の対象となるのは既存の住宅*です。戸建て住宅、共同住宅(マンションやアパート等) 共に対象となります。また、賃貸住宅も対象となります。

なお、店舗や事務所は建物状況調査の対象ではありません。

- ※既存の住宅とは、①人の居住の用に供した住宅、又は②建設工事の完了の日から1年を経過した住宅、のいずれかに該当するものをいいます。
- Q. 貸借の場合も、建物状況調査の結果の概要について重要事項として説明する必要がありますか。
- A. 貸借の場合も、建物状況調査の結果の概要について重要事項として説明しなければなりません。
- *国土交通省資料より抜粋転載



第3回

事業者が講じるべき基本的な事項

一口に障害といっても、障害者一人ひとりの日常生活における制限は異なっており、障害者一人ひとり に対して、それぞれ異なる支援が必要となってきます。前回の誌上研修では、そのことについての理解を 深めていただくために、様々な障害の特性について取り上げました。

今回は、それらを踏まえた上で、我々、宅地建物取引業者が講じるべき基本的な事項とは、一体どういったものか、国の対応指針(ガイドライン)をひも解きながら、宅地建物取引業関係における具体例について、見ていきたいと思います。

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(以下「障害者差別解消法」または「法」という。) 第2条第7号において、事業者とは、「商業その他の事業を行う者(国、独立行政法人等、地方公共団体 及び地方独立行政法人を除く。)をいう」と定義されています。

同種の行為を反復継続する意思をもって行う者であれば、事業の目的が営利か非営利かは問わず、また 事業形態が個人、法人の別も問わず、障害者差別解消法が対象とする事業者に該当します。例えば、個人 の宅建業者・建物賃貸業などの個人事業者も対象となりますし、対価を得ない無報酬の事業を行う者、非 営利事業を行う社会福祉法人や特定非営利活動法人も対象となります。

「障害者差別解消法」では、事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置として、法第 8条第1項において「差別的取扱いの禁止」が**法的義務**として定められています。

また、その一方で、各事業における障害者との関係は、分野・業種・場面・状況によって様々であり、 求められる配慮の内容・程度も多種多様であることから、同条第2項において「合理的配慮の提供」が**努力義務**として定められています。

このため、法第11条第1項において、これら第8条に規定する事項に関し、事業者が適切に対応するために必要な指針(以下「対応指針」という。)を定めることを主務大臣に課しています。

前述の基本的な考え方でも触れたように、国土交通省では、障害者差別解消法に基づき、その所管する 事業について、障害者差別の解消に向けた具体的取組を適切に行うために必要な事項について、「国土交 通省所管事業における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」を平成27年11月に作成し、 公表しました。(平成29年3月改訂)

この対応指針では、障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方などについて説明するとともに、宅建業に関しても大きく4つの事例に分けて、それぞれ次のような具体例(抜粋)が挙げられています。しかしながら、これらはあくまでも例示であって、実際には個別の事案ごとに判断されるべきものであり、この具体例だけに限られるものではないということに留意しなければなりません。

事業者の皆さんにおかれては、これらの対応指針を踏まえ、個々の具体的場面や状況に応じて、柔軟に対応することが期待されているところでありますし、また、宅建業者の担うべき社会的公共的役割と使命を鑑みた上で、この法律の趣旨に即した適切な対応を心がけるようにしなければなりません。

国土交通省web サイト

www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei barrierfree tk 000063.html





(1) 差別的取扱いの具体例

~~正当な理由がなく、不当な差別的取扱いにあたると想定される事例~~

- 物件一覧表に「障害者不可」と記載する。
- 宅建業者が、障害者に対して、「当社は障害者向け物件は取り扱っていない」として話も聞かずに 門前払いする。
- 宅建業者が、一人暮らしを希望する障害者に対して、一方的に一人暮らしは無理であると判断して、 仲介を断る。
- 宅建業者が、障害者に対し、障害を理由とした誓約書の提出を求める。

~~障害を理由としない、又は、正当な理由があるため、

不当な差別的取扱いにあたらないと考えられる事例~~

● 合理的配慮を提供等するために必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ、障害者に障害の状況等 を確認する。

(2) 合理的配慮の提供の具体例

~~多くの事業者にとって過重な負担とならず、積極的に提供を行うべきと考えられる事例~~

- 車いすを使用する障害者が住宅を購入する際、住宅購入者の費用負担で間取りや引き戸の工夫、手すりの設置、バス・トイレの間口や広さ変更、車いす用洗面台への交換等を行う場合、必要な調整を行う。
- 障害者の状態に応じて、ゆっくり話す、手書き文字(手のひらに指で文字を書いて伝える方法)、 筆談を行う、分かりやすい表現に置き換える等、相手に合わせた方法での会話を行う。

~~過重な負担とならない場合に、提供することが望ましいと考えられる事例~~

- 物件案内時に、段差移動のための携帯スロープを用意したり、車いすを押して案内をする。
- 物件の案内や契約条件等の各種書類をテキストデータで提供する、ルビ振りを行う、書類の作成時に大きな文字を書きやすいように記入欄を広く設ける等、必要な調整を行う。
- 物件のバリアフリー対応状況が分かるよう、写真を提供する。

次回は、シリーズ最終回となります。障害者差別を解消し、障害のある人もない人も共に生きる社会を めざしての取組みなどについて、見ていきたいと思います。

~ちょっと教えて【Q&A】~

Question

香川県で、障害者差別の解消に関する条例ができたと聞いたのですが?

Answer

はい。先の9月議会で議決され、10月20日に公布された「香川県障害のある人もない人も共に安心して暮らせる社会づくり条例」です。

Information

この条例は、全ての県民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を 尊重し、支え合いながら共生する社会づくりを目指したもので、この実現のため、社会全体で取り 組むこと、障害や障害者への理解を深めること、建設的な対話で紛争の防止を図ることなどの基本 理念にのっとり、県や市町、県民・事業者の役割などを定めています。県民・事業者には、障害や 障害者に対する理解を深めること、県や市・町が行う障害者差別解消のための施策に協力すること などが求められています。

税務署からのお知らせ

1 不動産の取引明細書の提出について

平成29年1月1日から平成29年12月31日の間の不動産の取引状況について、「不動産の取引明細書(1売買・交換取引の媒介、2賃貸借取引の媒介等)」の提出を平成30年1月19日金までにお願いします。

なお、取引明細書の用紙は、県内各税務署より 12月下旬に送付する予定にしております。

2 相続税の申告について

亡くなった人から各相続人等が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額(3,000万円+600万円×法定相続人数)を超える場合、被相続人が死亡したことを知った日の翌日から10か月以内に相続税の申告が必要となります(納税が必要となった場合の納税の期限も同日です。)。

国税庁ホームページでは、相続税の仕組みを分かりやすく解説をした「相続税のあらまし」、相続税の申告が必要かどうか、おおよその判定を行うことができる「相続税の申告要否判定コーナー」などを公開しています。

例えば、「相続税の申告要否判定コーナー」では、 画面の案内に従い、法定相続人数や相続財産や債 務の価額等を入力することにより、相続税の申告 が必要かどうか、おおよその判定を行うことがで きます。

国税庁ホームページアドレス

[http://www.nta.go.jp]

3 e-Tax (国税電子申告・納税システム) の利用について

e-Taxでは、<u>自宅やオフィス等からインターネッ</u>トを利用して、申告、申請・届出等ができます。

また、インターネットを利用してダイレクト納付やインターネットバンキングによる納付ができます(ダイレクト納付とは、事前に税務署に届出をしておけば、電子申告等をした後に、簡単な操作で届出をした預貯金口座からの振替により、即時又は指定した期日に納付することができる便利な電子納税の納付手段です。利用可能金融機関は国税庁ホームページをご覧ください。)。

(1) e-Taxのメリット

・所得税及び復興特別所得税の確定申告において、その記載内容を入力して送信することに

より、源泉徴収票や医療費の領収書などの添付を省略することができます(法定申告期限から5年間、税務署から書類の提出又は提示を求められることがあります。)。

- ・還付金を早く受け取ることができます。
- ・所得税の確定申告期間中は24時間いつでも利 用可能です。
- ・確定申告書等作成コーナーを利用すれば、自動計算機能等により容易で正確に申告書を作成することができます。

(2) 納税証明書のオンライン請求

自宅からe-Taxを利用して納税証明書のオンライン請求を行い、税務署窓口において書面で受け取る場合は、書面による請求よりも手数料が安く、窓口での待ち時間が短いといったメリットがありますので、ぜひご利用ください。

なお、税務署窓口で納税証明書をお渡しする 際に本人確認をさせていただきます。

詳しくはe-Taxホームページをご覧ください。

e-Tax ホームページアドレス

[http://www.e-tax.nta.go.jp]

4 平成29年分所得税及び復興特別所得税、 個人事業者の方の消費税及び地方消費税 並びに贈与税の確定申告について

(1) 申告・納付について

所得税及び復興特別所得税並びに贈与税の確定申告・納付の期限は、<u>平成30年3月15日(木)</u>、個人事業者の方の消費税及び地方消費税の確定申告・納付の期限は、<u>平成30年4月2日(月)</u>となっております。

なお、確定申告会場の設置は、平成30年2月16日(金)からです、申告相談を希望される方は、確定申告会場の設置以降に、各税務署へお越しください(ただし、作成済みの申告書等は提出できます。)。

また、期間中は駐車場が大変混雑をしますので、極力、公共交通機関をご利用ください。

(2) 「確定申告書等作成コーナー」で申告書作成

申告書などを作成するときは、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」の画面の案内に従って金額等を入力すれば、税額などが自動計算され、所得税及び復興特別所得税の申告書、個人事業者の方の消費税及び地方消費税

の申告書、青色申告決算書、収支内訳書、贈与 税の申告書などが作成できます。作成したデー 夕は、e-Tax (電子申告)を利用して提出すること ができるほか、印刷した「書面」により郵送で提 出することもできます。

5 振替納税について

所得税及び復興特別所得税、個人事業者の消費 税及び地方消費税の納税は、「安全・確実・便利」 な振替納税をお勧めしております。

振替納税は、「納付書送付依頼書兼預貯金口座振替依頼書」を提出していただくだけで、ご指定の預貯金口座から振替納付日に自動的に納税が行われます。金融機関や税務署に出向く必要もなく預貯金残高を確認しておくだけで納付手続を済ますことができます。

なお「納付書送付依頼書兼預貯金口座振替依頼 書」用紙は、税務署及び金融機関に備え付けてい るほか、国税庁ホームページからダウンロードで きます。

- ○平成29年分振替納付日
 - ・申告所得税及び復興特別所得税 平成30年4月20日(金)
 - ・消費税及び地方消費税(個人事業者) 平成30年4月25日(水)

6 公売について

国税局や税務署では、差し押さえた不動産など の財産を入札によって売却する「公売」を行ってい ます。

公売は、原則どなたでも参加することができます。 公売財産に関する情報は、国税局、税務署の掲 示板に掲示される公売公告や国税庁ホームページ 「公売情報」をご覧ください。

公売情報ホームページアドレス

[http://www.koubai.nta.go.jp]

7 社会保障・税番号制度について (マイナンバー制度)

(1) 制度の概要

社会保障・税・災害対策分野において、行政 手続の効率性・透明性を高め、国民にとって利 便性の高い公平・公正な社会を実現することを 目的として、社会保障・税番号制度(マイナン バー制度)が導入されました。

税分野では、申告書や法定調書など、税務署に提出する税務関係書類に個人番号・法人番号を記載することによって、税務行政の効率化及

び納税者サービスの向上などが期待されていま す。

(2) 個人番号について

所得税等の確定申告書については、税務署へ提出する都度、マイナンバーの記載が必要であるとともに、本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です(e-Taxで送信すれば、本人確認書類の提示又は写しの提出が不要です。)。

【本人確認書類の例】

例 1 マイナンバーカード 例 2 通知カード+運転免許証、 公的医療保険者証 など

(3) 法人番号について

法人番号は、13桁の番号で、設立登記法人などの法人等に1法人1つ指定され、国税庁から通知されています。なお、法人の支店や事業所には指定されません。

また、法人番号は個人番号とは異なり、原則 として公表され、どなたでも自由にご利用いた だくことができます。

法人税申告書については、税務署へ提出する 都度、法人番号の記載が必要です(本人確認書 類の提示又は写しの添付は不要です。)。

(4) 特定個人情報の保護措置の必要性

番号法では、個人番号の漏えいや悪用などの リスクから特定個人情報(個人番号をその内容 に含む個人情報)を守るため、個人番号の利用 範囲や提供を制限するなど、特定個人情報の取 扱いについて厳しい保護措置を定めています。

(5) 個人番号・法人番号の利用に関するFAQ

国税庁ホームページでは、申告書等の税務関係書類に個人番号・法人番号を記載しなければならない対象者、申告書等の税務関係書類への個人番号・法人番号の記載時期、法定調書提出義務者等(個人番号関係事務実施者)における本人確認方法など、国税分野における個人番号・法人番号の利用に関するFAQを掲載しています。

FAQでは、本人確認や法定調書などに関する情報を掲載しておりますので、ご利用ください。



マイナンバー キャラクター 「マイナちゃん」

日本百名山への挑戦(その8)

総務・財務委員長 松原典士

今年の日本百名山挑戦は前回報告した美濃第一の名峰、恵那山の挑戦に始まった。恵那山は梅雨入り前の6月4日から5日と決め二日とも快晴に恵まれ一座目は無事終えることができた。

二座目は2013年6月に世界遺産に登録された富士登山。私自身4回目の挑戦になるが多くの会員は登った人だけしか味わうことのできない富士山の魅力に取りつかれ一度は登りたいと8月7日から8日に計画したが、あいにく日本列島は台風5号の直撃を受け中止した。

三座目は9月10日から12日にかけ北海道大雪山系の黒岳から旭岳の完全縦走に挑戦した。いい天気に恵まれ紅葉のベストシーズンに重なり思い出に残った登山となった。大雪山の登山は次回に報告をさせていただきたい。

今回の報告は、7年ほど前になるが中央アルプスの最高峰、木曽駒ヶ岳(2956m)の登頂報告だ。初心者向けで日本百名山に加えて花の百名山にも選定されているので皆さんもぜひ挑戦していただきたい山の一つでもあるので紹介したい。

平成22年8月1日夜行バスで出発。翌朝中央自動車道駒ケ根ICを下り、菅の台バスセンターで高原バスに乗り換え縁結び地蔵、かもしかの滝を横目に駒ヶ岳ロープウェイ「しらび平駅」に着いた。

ロープウェイは中央アルプス宝剣岳直下の千畳敷カールまで架けられた、わが国最初の山岳ロープウェイである。起点のしらび平は標高1661.5m終点の千畳敷は2611.5mで高低差は日本最高の950m水平距離2127.5m、斜長2333.5mでスケールの大きさを誇っている。

ロープウェイ眺望絶佳、北アルプスも眺めながら「千畳敷駅」に着いた。

千畳敷は標高2600mを超えるので高山病が心配だった。体質的に罹りやすい方もいるが、標高が高くなるにつれて気圧が下がり、大気中の酸素濃度が減少するため、標高2500m付近まで急激に登った場合、25%の方に高山病の症状が出るといわれている。

高山病を防ぐため千畳敷で1時間ほど体調を整えるため休憩をとった。

休憩の後、千畳敷駅東側から歩きかけたが、歩き始めは口が酸っぱくなるほど、「ゆっくり」「ゆっくり」を心掛け深呼吸を繰り返しやっと眼下に広がっていたカールに下りることができた。



千畳敷でのお花畑

千畳敷カールは2万年前、氷河期の氷で削り取られたお椀型の地形で高山植物の 宝庫になっていて急坂を下りながらどんなお花畑に合えるのかワクワクしっぱなしだ。

剣ケ池の広場へ着くともう少し、そこから北へ一段下りると見事なお花畑が広がっていた。

シナノキンバイの大群落に始まり数年に一度開花するコバイケソウも綺麗で、ミヤマキンポウゲ、チングルマ、クルマユリ、ヨツバシオガマ、タカネトリカブト、ノハラアザミも咲いていた。



乗越浄土を目指す

1時間ほどお花畑を散策して剣ケ池の広場に戻りカールの中ほど緩やかな遊歩道を進むとまもなく八丁坂の分岐に着いた。

ここからいよいよ急坂の八丁坂に一歩踏み出した。乗越浄土までは白い花崗岩がゴロゴロしたジグザグの急斜面を喘ぎながら登って行くと、途中お花畑が気分をほぐしてくれる。ここでも鮮やかな黄色の花で埋まっているシナノキンバイの群落が見事だ。

階段や手摺に助けてもらいながらオットセイ岩を超えると間もなくして乗越浄土に着いた。

千畳敷カールから乗越浄土までゆっくり歩いたつもりだが300m近く一気に登ったので頭痛や吐き気を訴える方が何人も出てしまった。心配した高山病の症状だ。

乗越浄土は広々した平坦地で休憩には最適だが高山病に罹った方の手当てと、この後どうしたらいいか

と判断に迷ったが、富士登山のガイドさんから教わったのは、高山病は体質的なこともあるが気圧の関係と酸素が欠乏して起こるので常に深呼吸を心掛け休憩をして体力の回復を待つことが大切なことである。

高山病に罹ったらこの地点より高いところへは登らない。歩けるようだったら下山をすることが鉄則だ。

充分休憩をとったので高山病に罹った方の体力も回復、千畳敷カールまでゆっくり下山をしてもらった。乗越浄土から千畳敷カールは一望できるので下山している行動が手に取るように見え道迷いもなく安心した。



乗越浄土にて 後方は宝剣岳(標高 2931 m)



宝剣岳

下山を確認して再び出発した。左に折れ乗越浄土のすぐ西に行くと宝剣山荘があり右折すると荒々しい宝剣岳(2931m)がそびえ立っている。北面に切り立つ天狗岩も望めた。宝剣岳には30分もしなくて登れるのだが集合写真だけ撮って先を急いだ。



駒ヶ岳山頂を望む

木曽駒ヶ岳までは標高差100mも無いぐらいだが暑さでやっとの思いで歩いているようだった。宝剣岳から中岳(2925m)はアップダウンと石がごろごろしているのに悩まされたが緩やかな登山道に助けられた。

暑さにうんざりして巻き道を通ると岩場が続いていて身も細る思いがした。日本 百名山は簡単なもので無いと自分に言い聞かせ足場を確認しながらやっとの思いで 中岳に着いた。

中岳から目指す木曽駒ヶ岳が大きく姿を現した。宝剣岳と違いゆったりとした山容であったが鞍部まで 相当な下りが続いている。足場も大石が点在し歩きにくそうだ。

少し休憩をとって歩き出すと目の前の木曽駒ヶ岳が手招きをしているようで、全 員鞍部にたどり着くことができた。鞍部からハイマツの斜面をしばらく上り返すと 間もなく頂上に立つことができて思わず「ヤッタ」と大きい声で叫んでいた。

頂上から中央アルプスの御嶽山を初め、遠くは北アルプス、南アルプスまで雄大な展望が開けて生き返った思いがした。

一部高山病の症状が出て引き返した方もいたが、全員3000メートル級の山に登頂できた。

山岳ガイドは付けなかったが私たち5人のリーダーが下見登山をして危険な個所の確認を事前に行い、休憩場所も細かく決め、登山計画をたてていたのと、会員皆さんがリーダーの指示を忠実に守ってくれた成果だと思っている。





木曽駒ヶ岳山頂 (標高 2951 m)

登山というのは人生を歩むがごとしと私は常に思っている。詳細な登山計画に基づき、全ての行動に心配りをして歩んでいく。悔いのない人生を送ることと全く同じことである。

人生に振り返る余裕があれば全てうまくいく。登山も同じでどんな厳しい山でも制覇できるものだ。

さぬき里山会として県内や近県の里山を毎月2回程度山行している。しかし大きい事故は皆無だ。これは皆さんのチームワークのおかげである。

今年も暮れようとしているが、来たる年も健康でさえあれば日本百名山に挑戦し続けようと思っている。

木曽駒ヶ岳のコースタイムは5時間と登山計画より少しオーバーしたものの高山病に罹った方にも登山の醍醐味を味わってもらい天候に恵まれ誰一人怪我がなかったことが何よりだった。

山頂の神社に念入りにお礼を申し上げ下山にかかった。駒ヶ岳ロープウェイの千畳駅で合流お互いの健 闘を称え帰路についた。お疲れ様でした。













高山植物の花々

住宅宿泊事業法案が平成30年6月15日施行

訪日外国人旅行者が急増する中、多様化する宿泊ニーズに対応して普及が進む民泊サービスについて、その健全な普及を図るため、事業を実施する場合の一定のルールを定めた「住宅宿泊事業法案」が平成30年6月15日に施行されることが決定しました。

背景•必要性

- 〇 ここ数年、**民泊サービス**(住宅を活用して宿泊サービスを提供するもの)が世界各国で展開されており、**我が国でも急速に普及**。
- 急増する訪日外国人観光客のニーズや大都市部での宿泊需給の逼迫状況等に対応するため、<u>民泊</u> サービスの活用を図ることが重要。
- 民泊サービスの活用に当たっては、公衆衛生の確保や地域住民等とのトラブル防止に留意したルールづくり、無許可で旅館業を営む違法民泊への対応が急務。

法案の概要

1. 住宅宿泊事業者に係る制度の創設

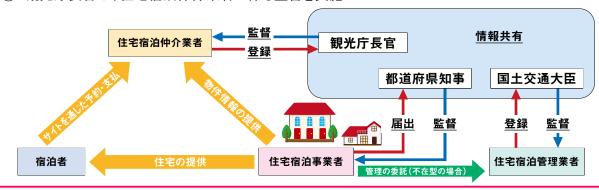
- ① 住宅宿泊事業(民泊サービス)を行おうとする者は、都道府県知事への届出が必要 (年間提供日数の上限は180日(泊)とし、地域の実情を反映する仕組み(日数制限条例)の創設)
- ② 家主居住型の住宅宿泊事業者に対し、住宅宿泊事業の適正な遂行のための措置(衛生確保措置、 騒音防止のための説明、苦情への対応、宿泊者名簿の作成・備付け、標識の掲示等)を義務付け
- ③ 家主不在型の住宅宿泊事業者に対し、上記措置を住宅宿泊管理業者に委託することを義務付け
- ④ 都道府県知事は、住宅宿泊事業者に係る監督を実施
- ※ 都道府県に代わり、保健所設置市(政令市、中核市等)、特別区(東京23区)が監督(届出の受理を 含む)・条例制定事務を処理できることとする

2. 住宅宿泊管理業者に係る制度の創設

- ① 住宅宿泊管理業(家主不在型の住宅宿泊事業者から委託を受けて1②の措置(標識の掲示を除く) 等を行うもの)を営もうとする者は<u>国土交通大臣の登録</u>が必要
- ② 住宅宿泊管理業者に対し、住宅宿泊管理業の適正な遂行のための措置(住宅宿泊事業者への契約内容の説明等)の実施と1②の措置(標識の掲示を除く)の代行を義務付け
- ③ 国土交通大臣は、住宅宿泊管理業者に係る監督を実施

3. 住宅宿泊仲介業者に係る制度の創設

- ① 住宅宿泊仲介業(住宅宿泊事業者と宿泊者との間の宿泊契約の締結の仲介を行うもの)を営もうとする者は観光庁長官の登録が必要
- ② 住宅宿泊仲介業に対し、住宅宿泊仲介業の適正な遂行のための措置(宿泊者への契約内容の説明等)を義務付け
- ③ 観光庁長官は、住宅宿泊仲介業者に係る監督を実施



協会の動き

H29年10月1日~H29年11月30日

10月

- 3 (火) 不動産取引に係る相談業務における 意見交換会
- 6 (金) 正副会長会
- 15(日)宅地建物取引士資格試験
- 17 (火) 創立50周年 記念式典・祝賀会
- 19(木)入会審査委員会

11月

- 8 (水) 中間監査会
- 12(日)不動産コンサルティング技能試験
- 14(火) 宅地建物取引士法定講習
- 16(木)入会審査委員会・執行役員会
- 27 (月) 新規開業予定者支援セミナー
- 28 (火) 理事会・幹事会
- 30 (木) 全宅管理業協会香川支部研修会



平成29年12月1日から綾川町の一部で用途地域が指定されました

綾川町では、平成29年12月1日(金)から、 滝宮地区と萱原地区において、その一部が用 途地域に指定されました。詳しくは綾川町ホ ームページをご覧ください。

検索ワード | 綾川町 都市計画 |

http://www.town.ayagawa.kagawa.jp/docs/2015111600023/

会員数		準会員		
地区数	法人	個人	合 計	(支店等)
高 松 西	64	16	80	8
高 松 北	64	19	83	5
高松光洋	53	13	66	4
高松東部	79	24	103	4
高松栗林	36	11	47	2
高 松 南	71	30	101	20
高 南	54	28	82	1
大 川	23	26	49	1
坂 出	42	26	68	4
丸 亀	74	38	112	10
仲 多 度	33	22	55	0
三 豊	78	48	126	3
슴 計	671	301	972	62

(平成29年11月30日現在)

【表紙写真】

次屋 健(語りかける風景)第206号

「瀬戸凪ぎて 讃岐の郷も 淑氣かな」

2018年(平成30年)明けましておめでとう御座います。今年も良い年でありますように!

冬将軍の押し寄せて来る時季、少し前までよく雪山に登っていた。北国の人にとっては厄介ものの雪も、此処四国では待っていた天からの贈り物であり、西日本一の名峰石鎚もある。

何度か山登りをしていると「根開け」といって、木の根元の周りが丸く雪解けしだすと、ああ~もう春が近いなぁ~と感じたものであった。

坂出にて

平成29年12月15日発行(第206号)

発行人 公益社団法人香川県宅地建物取引業協会 長 **日 下 雅 彦**

編集人総務・財務委員会

委員長松原典士

高松市松福町1-10-5(香川県不動産会館) TEL 087-823-2300 FAX 087-823-1212

ホームページアドレス

http://www.takken-kagawa.jp

メールアドレス info@takken-kagawa.com

国土利用計画法の届出について

国土利用計画法第23条において、一定面積以上の土地について土地売買等の契約を締結した場合には、権利取得者は契約締結後2週間以内に、市町の長を経由して香川県知事(高松市の場合は高松市長)に対し、利用目的、取引価格等を届け出なければならないとする土地取引規制制度を定めています。

届出の必要な面積(香川県内の場合)

●都市計画区域内

5.000㎡以上

●都市計画区域外

10,000㎡以上

*届出用紙は香川県ホームページからも入手可能です。

http://www.pref.kagawa.lg/kankyo/todokede/tochi.htm

宅地建物取引業者が無届の取引により国土法第47条第1号の罰則規定が適用された場合には宅地建物取引業法に基づき、国土交通大臣または都道府県知事による指示や業務停止の対象になる場合もございます。

また、本制度は重要事項説明の説明項目にもなっておりますので、併せてご注意下さい。

届出先

●高松市

高松市 都市整備部 都市計画課 TEL 087-839-2455

●香川県 (高松市を除く)

香川県 環境森林部 環境政策課 総務・土地利用計画グループ TEL 087-832-3210

平成29年度 宅地建物取引士資格試験結果

10月15日、平成29年度の宅地建物取引士資格試験が実施された。

結果は以下のとおりである。

- ○試 験 日 平成29年10月15日(日)
- ○結果内訳

	全 国	香川県
申込者数	258,511名	1,373名
受験者数	209,145名	1,099名
受 験 率	80.9%	80.0%
合格者数	32,644名	171名
合格率	15.6%	15.6%

○合否判定基準

50問中35問以上正解した者

(登録講習修了者は45問中30問以上正解した者)

平成29年度 不動産コンサルティング技能試験結果

平成29年度の不動産コンサルティング技能試験 が11月12日に実施された。

結果は以下のとおりである。

- ○試 験 日 平成29年11月12日(日)
- ○結果内訳

	全 国	高 松
受験予定者数	1,706名	31名
受験者数	1,404名	23名
受 験 率	82.3%	74.2%

○合格発表

平成30年1月12日金

